

6 足 監 一 号

令和6年9月3日

足寄町長 渡 辺 俊 一 様

足寄町監査委員 川 村 浩 昭

足寄町監査委員 井 脇 昌 美

令和5年度決算における財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、比率及びその算定の基礎資料となる書類を審査した結果について別紙のとおり意見を提出します。

令和5年度 財政健全化及び経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化及び経営健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和6年7月29日（月曜日） 1日間

3 審査の結果

(1) 財政健全化審査

ア 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和5年度（％）	早期健全化基準（％）	備 考
①実質赤字比率	—	14.53	(△2.17%)
②連結実質赤字比率	—	19.53	(△8.16%)
③実質公債費比率	11.8	25.0	
④将来負担比率	—	350.0	(△36.1%)

イ 個別意見

(ア) 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は△2.17%となっており、赤字の発生はない。

(イ) 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は△8.16%となっており、赤字の発生はない。

(ウ) 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は11.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(エ) 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は△36.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

ウ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(2) 経営健全化審査

ア 総合意見

審査に付された下記、各会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率	会 計 名	令和5年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
	上水道事業会計	—	20.0	(△248.7%)
	国民健康保険病院事業会計	—	20.0	(△2.7%)
	簡易水道特別会計	—	20.0	(0.0%)
	公共下水道事業特別会計	—	20.0	(△12.1%)

イ 個別意見

審査に付された資金不足比率は、各会計において資金不足はなく、いずれも良好な状態にあると認められる。

ウ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。